

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
翌日とする)

## 目 次

◇規 則 職員の勤務時間に関する条例等の全部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 (人事課)

鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則 (水産課)

◇教委規則 現業職員就業規則の一部を改正する規則 (高等学校課)

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (シ)

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則 (小中学校課)

◇企業管理 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程 (総務課)

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程 (シ)  
鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程 (シ)

公布された規則のあらまし

◇職員の勤務時間に関する条例等の全部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

一 本庁事務決裁規則の一部改正

1 知事の権限に属する事務のうち、無給休暇の承認について、次長等又は地方機関の長に対するものにあつては総務部長、その他の職員に対するものにあつては人事課長の個別専決事項とすることとした。  
2 職員の勤務時間に関する条例等の改正に伴う所要の規定の整備をすることとした。

二 その他  
次の規則について、職員の勤務時間に関する条例等の改正及び一の1に伴う所要の規定の整備をすることとした。

- (一) 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程
- (二) 鳥取県地方機関等事務決裁規則
- (三) 現業職員就業規則
- (四) 鳥取県出納局事務決裁規則
- (五) 鳥取県宿舍管理規則

三 施行期日  
この規則は、平成七年一月一日から施行することとした。

◇鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

一 仲卸業務に係る許可及び売買参加者に係る登録の有効期間を許可等の日から起算して二年を経過した日以後の最初の二月三十一日とすることとした。(第九条、第十八条関係)

二 資力信用を有しない者を仲卸業務に係る許可、売買参加者に係る登録及び附属営業人の許可の取消しの対象とすることとした。(第十六条、第二十三条、第二十六条関係)

三 1 この規則は、平成七年一月一日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

職員の勤務時間に関する条例等の全部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十一号

職員の勤務時間に関する条例等の全部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程(昭和二十七年十二月鳥取県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第三号中「対する」の下に「休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第十四条第一項に規定する年次有給休暇、同条例第十七条第一項に規定する無給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)第十六条の表第二号、第八号及び第九号に該当する場合における休暇を除く。又は)」を加え、「昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号)第二条の表第九号及び第十号」に改める。  
(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「対する」の下に「休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)以下「勤務時間条例」という。)第十四条第一項に規定する年次有給休暇(以下単に「年次有給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)以下「勤務時間規則」という。)第十六条の表第八号及び第九号に該当する場合における休暇を除く。又は)」を加える。

別表第二部長共通専決事項の欄第七号中「対する」の下に「休暇(年次有給休暇、勤務時間条例第十七条第一項に規定する無給休暇(以下単に「無給休暇」という。)並びに勤務時間規則第十六条の表第二号、第八号及び第九号に該当する場合における休暇(以下「産前休暇等」という。)を除く。又は)」を加え、「(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号)以下「職務専念の特例規則」という。)第二条の表第九号及び第十号」に改め、同欄第八号中「対する」の下に「休暇(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。又は)」を加え、「職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号」に改める。

別表第二課長共通専決事項の欄第二号中「対する」の下に「休暇(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。又は)」を加え、「職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号」に改める。

九 勤務時間条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条第二項の規定による勤務時間の変更の承認の申請
- (二) 第四条第二項の規定による人事委員会との協議
- (三) 第八条第一項又は第三項の規定による勤務時間又は休憩時間の変更の承認の申請

十 勤務時間規則第二十八条の規定による週休日等の別段の定めの特可又は承認の申請

十一 次長等又は地方機関の長に対する無給休暇及び勤務時間規則第十六条の表第二号に該当する場合における休暇又は職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号に該当する場合における職務に専念する義務の免除の承認

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第八号を次のように改める。

八 職員に対する無給休暇及び勤務時間規則第十六条の表第二号に該当する場合における休暇又は職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号に該当する場合における職務に専念する義務の免除の承認

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第三条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「課員の」を「課員に対する休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第十四条第一項に規定する年次有給休暇、同条例第十七条第一項に規定する無給休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)第十六条の表第二号、第八号及び第九号に該当する場合における休暇並びに地方機関の長の七日以上にわたる休暇を除く。又は)」に改め、「昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号)第二条の表第九号及び第十号」に改める。

(現業職員就業規則の一部改正)

第四条 現業職員就業規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(勤務時間、休暇等)」に改め、同条第一項中「及び休日」を「、休日及び休暇」に、「職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条

例第三十五号)」に改める。

(鳥取県出納局事務決裁規則の一部改正)

第五条 鳥取県出納局事務決裁規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「対する」の下に「休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)以下「勤務時間条例」という。第十四条第一項に規定する年次有給休暇(以下単に「年次有給休暇」という。)、同条例第十七条第一項に規定する無給休暇(以下単に「無給休暇」という。))並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)以下「勤務時間規則」という。第十六条の表第二号、第八号及び第九号に該当する場合における休暇(以下「産前休暇等」という。))を除く。又は」を加え、「(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号)以下「職務専念の特例規則」という。第二条の表第九号及び第十号」に改める。

別表第三共通の項出納局長専決事項の欄第四号中「対する」の下に「休暇(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。又は)」を加え、「職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号」に改める。

別表第三共通の項課長専決事項の欄第三号中「対する」の下に「休暇(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。又は)」を加え、「職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由」を「職務専念の特例規則第二条の表第九号及び第十号」に改める。

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第六条 鳥取県宿舍管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「停職の処分を受けた者」の下に「、休暇を得、又は承認された者」

を加える。

附 則

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十二号

鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則(昭和五十七年二月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「三年」を「二年を経過した日以後の最初の十二月三十一日まで」に改める。

第十六条第一項第一号中「又は第四号」を「、第四号又は第五号(資力信用を有しない者に限る。)」に改める。

第十八条第五項中「三年」を「二年を経過した日以後の最初の十二月三十一日まで」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第二号又は第三号」を「第二号から第四号(資力信用を有しない者に限る。のいずれか)」に改める。

第二十六条第一項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第四号(資力信用を有しない者に限る。)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県管境港水産物地方卸売市場管理規則第九条第五項又は第十八条第五項の規定は、施行日以後に行われる許可又は登録の有効期間について適用する。

教育委員会規則

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十三号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

(現業職員就業規則(昭和四十五年八月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(勤務時間、休暇等)」に改め、同条中「及び休日」を「、休日及び休暇」とし、「職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。(部分休業)

第三条 職員の部分休業(当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十四号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第二土曜日」の下に「及び第四土曜日」を加える。

第四十条の見出し中「割り振り」を「割振り」に改め、同条第一項中「割り振り」を「割振り、休憩時間、休憩時間及び週休日」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(休日の代休日の指定)

第四十条の二 職員の休日の代休日の指定は、校長がこれを行う。ただし、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には代休日を指定しない。

第四十一条の見出しを「(休暇及び職務に専念する義務の免除)」に改め、同条第一項中「職員の」の下に「休暇及び」を加え、同条第二項中「校長は、」の下に「介護休暇、」を、「職員の」の下に「介護(介護休暇を除く。)及び」を加える。

第五十一条中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第二土曜日」の下に「及び第四土曜日」を加える。

(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中、「第二土曜日」の下に「及び第四土曜日」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第一条中第七条の改正規定、第二条及び第三条の規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県立学校管理規則の規定によりなされた勤務を要しない日の指定については、この規則による改正後の鳥取県立学校管理規則の規定によりなされた週休日の指定とみなす。

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十五号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

### 企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職務に関する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号）」に改める。

第八条の見出しを「（勤務時間、休暇等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号。以下「勤務時間規則」という。）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事業所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関するものを除き、次の各号に定めるところによる。

第八条第二項を削る。

第十一条（見出しを含む。）中「減額」を「減額等」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成七年一月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六中「第十一條第二項後段及び第三項」を「第十一條第一項」に、「職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）第二十一条の二及び第二十一条の三に規定する日」を「次の各号に定める日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十一条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第十二条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）

二 勤務時間条例第十一条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第十二条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）

三 勤務時間条例第三条第一項若しくは第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第十一条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第四条若しくは第五条の規定に基づく週休日に当たると

きは、職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第

三号。以下「給与支給規則」という。）第二十一条の二第一項に規定する日

四 給与支給規則第二十一条の二第二項に規定する日

第十四条の二第二項中「管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年十二月

鳥取県人事委員会規則第二十六号）第三条に規定する日」を「第十三条の六第一号又は

第二号に規定する日」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

（介護休暇）

第十六条の二 条例第十七条第二項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、配偶者

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同

じ）、父母、子、配偶者の父母、職員と同居している祖父母及び兄弟姉妹その他他事

が定める者で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むの

に支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

における休暇とする。

（海外随伴休暇）

第十六条の三 条例第十七条第三項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、海外勤務

を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合

における休暇とする。

第十八条中「五十二を乗じたもの」の下に「から八時間に十八を乗じたものを減じた

もの」を加える。

附 則

この企業管理規程は、平成七年一月一日から施行する。

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第五号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成五年三月鳥取県企業管理規程第五号）の一部を次の

ように改正する。

別表第一知事の決裁事項第十二号中「対する」の下に「休暇（職員の勤務時間、休暇

等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」とい

う。）第十四条第一項に規定する年次有給休暇（以下単に「年次有給休暇」という。）

並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第

十五号。以下「勤務時間規則」という。）第十六条の表第八号及び第九号に該当する場

合における休暇を除く。）又は」を加える。

別表第二局長の専決事項第八号中「対する」の下に「休暇（年次有給休暇、勤務時間

条例第十七条第一項に規定する無給休暇（以下単に「無給休暇」という。）並びに勤務

時間規則第十六条の表第二号、第八号及び第九号に該当する場合における休暇（以下

「産前休暇等」という。）を除く。）又は」を加え、第八号の二として次の一号を加え

る。

八の二 事業所の長に対する休暇（年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。）

又は職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成六

年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号。）第二条の表第九号及び第十号に該当す

る場合を除く。）のうち七日以上にわたるものの承認

別表第三課長の共通専決事項の項第一号中「対する」の下に「休暇（年次有給休暇、

無給休暇及び産前休暇等を除く。）又は」を加える。

別表第六事業所の長の共通委任決裁事項の項第二号中「対する」の下に「休暇（年次

有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。）又は」を加える。

附 則

この企業管理規程は、平成七年一月一日から施行する。